

企画提案仕様書

1. 業務名

令和7年度中芸日本遺産パンフレット作成業務

2. 業務の目的

本業務は、中芸地域への観光誘客のため、日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」(以下「中芸日本遺産」という。)のストーリーや構成文化財、関連する観光資源の魅力を発信するパンフレットを作成することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)まで

4. 業務内容

パンフレット作成に係る企画、デザイン、校正、印刷製本等を行う。協議会事務局が基本的な資料と写真を提供するが、必要な場合は取材・写真撮影を行う。パンフレットの詳細は次のとおり。

(1) 規格

B5版、中綴じ、16ページ、4色カラー

(2) 利用方法

高知県内の観光関係施設での設置、高知県内外での観光イベントでの配布

(3) 編集方針

中芸日本遺産のストーリーの根幹である中芸地域の森林・林業及びゆず産業に関連する歴史、文化、景観、生産物等の魅力が伝わり、実際に中芸地域を訪れたいと思うようなものとする。

(4) 掲載情報

- ①中芸日本遺産のストーリーや見学可能な主要な構成文化財
- ②森林・林業及びゆず産業に関連する観光スポット(見学、体験、飲食等)
- ③構成文化財や観光スポットの分布が分かる中芸地域の地図
- ④その他本業務の目的を達成するために必要な情報(提案)

5. 成果物

(1) 種類

- ①印刷物 5,000部
- ②再編集可能な電子データ
- ③ウェブサイト掲載用PDFデータ
- ④パンフレット作成に使用したテキスト、写真、イラスト、地図等のデータ一式

(2) 提出場所

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局（安田町役場地域創生課日本遺産推進室）

(3) 権利の帰属

- ① 成果物の知的財産権、所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他一切の権利は、成果物の引き渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、受託者及び受託者から再委託を受けて本業務に携わった者は、本業務に係る事項に関して著作権法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- ② 委託者は、受託者及び受託者から再委託を受けて本業務に携わった者に何ら断りなく、成果物を自由に二次利用できるものとする。

6. 留意事項

- (1) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏洩等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な処置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。